

秋田県大学図書館間相互協力実施要項

(目 的)

第1条 この実施要項は、秋田県大学図書館協議会（以下「協議会」という。）を構成する図書館（以下「各館」という。）間における相互協力に必要な事項を定めるものとする。

(相互協力の対象)

第2条 相互協力の対象は、協議会を構成する各館及び所属する研究者等とする。

(相互協力の推進)

第3条 各館は、研究者等の相互利用及び所蔵する図書館資料の図書館間における現物貸借を積極的に推進し、学術情報の流通に努めるものとする。

(相互協力の範囲)

第4条 相互協力の範囲は、館内閲覧、文献複写、現物貸借及び参考調査とする。

(相互協力の方法)

第5条 相互協力の方法は、受入間が定める規定等によるものとする。

(相互協力の制限)

第6条 受入館は、当該大学等の教育及び研究に支障があると判断したときは、相互協力を制限することができる。

(相互協力に必要な細目)

第7条 この実施要項に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に協議会で定めることができる。

附 則

この要項は、平成4年3月17日から施行する。

この要項は、平成12年11月17日から施行する。

この要項は、平成24年9月27日から施行する。